

本地域のめざすまちの姿を実現するために、各分野において取り組む新市の施策を以下のとおり掲げます。

1 一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現

(1) 人権尊重の社会づくりの推進

すべての人々が人として等しく尊重され平等に社会に参画できるよう、住民と協働して、人権教育・啓発活動を積極的に推進し住民の人権意識を高めるとともに、各分野での人権擁護活動を積極的に推進します。

(2) 男女共同参画の推進

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思で家庭、職場、学校、地域その他の社会の各分野に参画でき、性別による差別的取り扱いを受けることがないよう男女平等意識を高めるとともに、仕事と家庭・地域生活の両立支援など、男女がともに責任を担い個性や能力が発揮できる環境を整備します。



2 ともに支え合い、文化に親しみ安全で安心して心豊かに暮らせる生活の実現

(1) 自主自立の地域づくりの推進

住民自らが住んでいるまちに関心を持ち、地域課題の解決やまちづくり活動に自主的に取り組めるよう、住民の身近な場所で地域のまちづくり活動を支援する体制を充実するとともに、地域コミュニティの活性化を促進します。

(2) 住民生活の安全・安心の推進

住民が安全で安心して生活できるよう、関係団体と協力し、交通の安全と円滑化に配慮した交通安全施設の計画的な整備に努めるとともに、交通ルールやマナーなど交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止を徹底します。特に、就学前の幼児や小学生及び高齢者の交通事故防止に努めます。

また、犯罪や事故のない安全な地域社会づくりに向け、防犯灯の整備や、関係機関及び地域住民と連携した防犯意識啓発やパトロール、防犯団体への支援などにより犯罪の抑止に努めます。

(3) 危機管理防災及び消防・救急救助の体制強化

自然災害はもとより、テロや新型インフルエンザなどの様々な危機から住民の生命・財産を守るため、防災マップ(ハザードマップ)、防災マニュアルの作成配布や啓発イベントの開催などにより住民の防災意識の高揚に努めるとともに、消防団組織及び自主防災組織の強化や事業者などとの応援協定の締結などにより、地域防災力の向上を図ります。

また、災害時に的確な対応ができる組織・体制を整備するとともに、定期的な防災訓練などを実施し、防災関係機関と連携を図りつつ、総合的な危機管理防災体制を充実します。

さらに、本地域にかかる消防体制については、将来的に現熊本市域と同等の体制へ移行し、消防・救急救助体制の強化を図ります。

(4) 文化の振興と国際交流の推進

住民が文化に親しみ国際的な視野を広げつつ、心の豊かさを実感できる環境づくりを進めるため、関係団体との連携を強化し、文化芸術活動への支援や自主文化事業の開催などにより、住民が文化・芸術にふれる機会の拡充を図るとともに、文化活動の拠点である火の君総合文化センターの機能充実に努め、地域文化活動の活性化を図ります。

また、住民の国際理解の促進と国際交流・協力への支援、国際感覚豊かな人材の育成に取り組めます。

(5) 住民記録の適正な管理と提供

住民が社会生活をおくる上で不可欠な戸籍や住民記録については、個人情報を適切に保護・管理し、住民票などが必要な際には迅速に交付できるよう、台帳の適切な管理・整備に努めるとともに、利用しやすい「やさしい窓口づくり」を推進します。



3 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健・福祉の充実

(1) 生涯を通じた健康づくりの推進

住民が生涯を通じて健やかに暮らすことができるよう、生活習慣病予防に関する健康診査や保健指導などを実施し、生活習慣病予防を中心とした健康づくりに取り組むとともに、健康づくりに対する住民の関心と理解を高めるため、「健康福祉まつり」などによる啓発を進めます。

また、食を通じた住民の健康づくりを支援するため、消費者、生産者、事業者をはじめ食生活改善グループ、住民団体など「食」に関わる関係者と協働で食育活動を展開します。



(2) 安全・安心のための保健衛生と医療の推進

住民が食に関して安心を実感できるよう、食品の安全性の確保や情報の提供に努めます。

また、麻しんをはじめとする予防接種の接種率を高める取り組みを進めるとともに、新型コロナウイルス感染症、結核、HIVなど様々な感染症に関する啓発や情報の提供に取り組みます。

さらに、医療機関と連携し、救急医療体制や災害時における医療の確保に努めます。

(3) 高齢者や障がいのある人などへの生活支援

高齢者や障がいのある人などを地域の中でお互いに助け合い、支えていく地域の仕組みを整備するとともに、地域の福祉活動の中心となる社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの活動を支援します。

また、高齢者が健康で生きがいを持ち安心して暮らせるよう、就労支援や熊本市優待証（さくらカード）の交付及び生きがい活動推進事業などにより社会参加の機会を拡充します。

さらに、地域包括支援センターの充実を図るなど、要介護高齢者に対する介護保険サービスや援護が必要な高齢者への福祉サービスを提供します。

加えて、障がいのある人が自立して暮らせるよう、就労の機会と場の確保・拡大に取り組むとともに、住み慣れた家や地域の中で生活できるよう、一人ひとりにあわせた相談支援やホームヘルプ及びショートステイなどの福祉サービスの充実に取り組みます。

(4) 社会保障制度の適正な運営

国民健康保険事業の健全な運営ができるよう、医療費の適正化や保険料収納率の向上などに取り組みます。

また、長寿医療（後期高齢者医療）制度や国民年金制度の周知を図るため、広報や相談に努めます。

加えて、生活保護の適正な運用を行うとともに、自立に向けたきめ細かな支援を行います。

4 子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進

(1) 子どもたちの健やかな成長支援

次代を担う子どもたちが健やかに成長するよう、地域での子どもたちの社会参加活動や体験活動、世代間交流活動などを推進するとともに、青少年の健全育成や子ども会活動の支援、リーダーの育成などに取り組みます。

また、子どもたちが安全で健やかに活動できる居場所の確保、活動拠点施設の機能の充実とともに児童館の整備に取り組みます。

特に、援助を必要とする子どもや家庭への支援を行うため、地域や関係機関と連携の下、子どもに関する相談体制の充実、発達障がいや児童虐待の早期発見・適切な対応など、その充実に取り組みます。

(2) 子育てしやすい環境づくりの推進

子どもを安心して産み、楽しみながら子育てができるよう、妊婦・乳幼児の健康診査、訪問や電話相談などにより支援を行い、妊娠・出産・育児をめぐる不安の解消などに取り組むとともに、乳幼児医療費の助成や児童手当の給付など、子育てにおける社会的、経済的負担の軽減に努めます。

また、延長保育や病児・病後児保育など、多様なニーズに合わせた保育サービスの提供や、待機児童の解消などを図るとともに、子育て支援サークルの活動支援や地域における子育て支援のネットワークづくりを促進するほか、ひとり親家庭などについては、生活、就業などの支援を行い、自立に向けた取り組みを進めます。



5 豊かな人間性と未来を切り拓く力をはぐくむ教育の振興

(1) 生きる力をはぐくむ学校教育の推進

地域や家庭との連携の下、少人数学級・少人数指導などにより、個に応じたきめ細かな指導を通じ、学ぶ楽しさやわかる喜びのある教育を推進するとともに、教職員の指導力の向上に努め、確かな学力の向上を図ります。また、国際理解、情報、環境など、新たな時代に対応した教育や、自然体験、就労体験などの体験的学習、道徳や芸術など感性をみがく学習などを通じ、豊かな人間性やたくましさをはぐくむ教育の充実をめざします。加えて、子どもたちの健康増進のため、体力づくりや食育などに取り組みます。

さらに、中学校プールの計画的な改修、地域や関係機関と連携した子どもたちの安全確保など、安全で良好な教育環境の整備を進めます。

(2) 生涯を通じた学習・スポーツの振興

公民館などを生涯学習の拠点として機能充実を図るとともに、生涯学習関係機関や団体などのネットワーク化を進めながら、学習情報の収集・発信に努め、住民一人ひとりが生涯を通して学べる機会を拡充し、学んだことを社会に生かすことができる環境を整備します。

また、隈牟田文庫や「ひのきみ号」を活用した巡回図書など図書サービスの充実を図るとともに、図書館の整備に取り組みます。

さらに、住民のスポーツを通じた健康づくりや交流を促進するため、体育協会など関係団体と連携し、住民総スポーツ運動を展開するとともに、指導者や各種スポーツ団体の育成を推進します。加えて、社会体育施設などの活用促進や総合スポーツセンターの整備などに取り組みます。



(3) 歴史的文化遺産の継承と活用

塚原古墳群周辺の歴史資源や自然資源をはじめ、地域にある有形・無形の文化財について、地域の財産として再認識しその価値をさらに高めるために、史跡や天然記念物などの文化財の適正な保全管理に努めるとともに、歴史民俗資料館などの活用や陳内廃寺の歴史公園化の検討など、これらの歴史的文化遺産にふれる機会を拡充することにより、住民の郷土に対する理解と愛着を深めます。

また、「沈目の大蛇踊り」、「萱木の棒踊り」、「中宮地の獅子舞」などの復興を支援するとともに、民俗芸能祭の開催など地域の伝承文化の継承に努めます。

6 水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築

(1) 環境保全活動の推進と良好な環境の保全

住民や事業者との協働の下、環境に関する様々なイベントや出前講座などの啓発や学習を積極的に展開し、地球環境に配慮できる住民を育成するとともに、グリーンコンシューマー※活動など、日常での実践活動の輪を拡大します。特に、人類共通の課題である地球温暖化対策を推進するため、環境保全型エネルギーの利用促進、公共交通システムの再構築など、低炭素社会をめざした先進的かつ総合的な取り組みを展開します。

また、大気や有害化学物質について常時監視し、環境の状況を正確に把握するとともに、迅速な情報提供に努め、さらに、ばい煙、騒音・振動などに対する指導などを行い、環境汚染の未然防止を図ることにより、良好な生活環境を保全します。

※グリーンコンシューマー…環境に配慮した商品を選び購入するなど、環境を大切にする消費者

(2) 豊かな水と緑に囲まれた良好な環境の形成

住民や事業者と協働し、生活排水対策などによる緑川、浜戸川などの河川水質や水辺環境の保全及び硝酸性窒素対策などによる地下水質保全に努めるとともに、木原山、吉野山などの緑地を住民の憩いの場として適切に保全します。

(3) 資源循環型社会の構築

環境負荷の少ない資源循環型社会の構築をめざし、ごみ減量・リサイクルに関する意識を高め、ごみの分別を徹底するとともに、生ごみ処理機購入の普及促進を図ることにより、ごみ減量・リサイクルを推進します。



7 地域の活力をつくりだす産業・経済の振興

(1) 商工業の振興

商工業の振興を図るため、中小企業の経営支援や新規創業支援を行います。また、城南工業団地を活用し、地域の発展に資する企業を積極的に誘致します。さらに、地域の核となる商店街については、住民や商工会及び関係団体などとの協働により、活性化を図ります。

加えて、関係機関と連携協力して、雇用情勢の変化に対応した緊急雇用対策の実施や、求職者の就業支援など、雇用の安定と働きやすい環境づくりを進めます。

(2) 観光の振興

地域資源を生かした観光振興を図るため、国指定史跡である塚原古墳群をはじめ、御領貝塚、阿高・黒橋貝塚などの豊かな遺跡、史跡などを活用し、「火の君の里・城南」のイメージづくりに努めるとともに、ガイドマップの作成や案内ボランティアの充実などに取り組みます。

(3) 農業の振興

地域の基幹産業である農業の活性化を図るため、高生産性農業機械の導入などにより、担い手育成と作業受委託を推進するとともに、物産館の整備などにより、地元農産物のPRや販路拡大を図ります。

さらに、土地改良事業、湛水防除事業（浸水対策に伴う排水機場の整備）、農業振興地域整備事業などを推進し、生産基盤の整備に取り組むとともに、認定農業者や集落営農組織の育成など水田経営所得安定対策、環境に配慮した畜産経営対策、経営規模拡大を図る農地集積事業など、農業経営の安定化を促進します。

また、「ふれあい農園」や「あぐりキッズスクール」などの農業体験を通じて、生産者と消費者の交流拡大や消費者の農業への理解を深め、地元農産物の消費拡大を図ります。



8 安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実

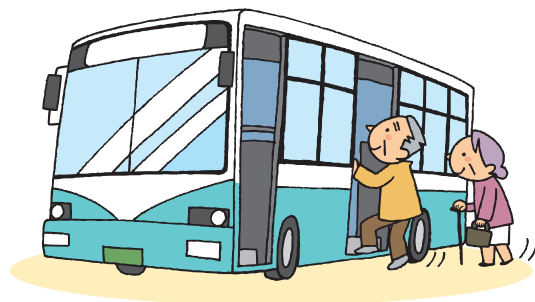
(1) 計画的な都市づくり

まちづくりを計画的に進めるため、土地区画整理事業の早期完成を促進するとともに、適切な開発指導を行い、良好な市街地の整備を促します。また、幹線道路沿線や集落などにおける良好な景観を保全・形成するとともに、住民による計画的なまちづくり活動を活性化し、アメニティ豊かな市街地や集落の形成を図ります。

加えて、安らぎと潤いのある空間を創出するため、土地区画整理事業区域内での公園緑地の整備や地域の公園・緑地の適切な維持・管理に努めます。

(2) 利便性の高い公共交通体系の確立

高齢社会を見据え、路線バスの維持を図るとともに、住民の要望に応じ、公共施設を中心としたコミュニティバスなどの運行検討に取り組みます。



(3) 良好な道路の整備・保全

通勤・通学の利便性の向上を図るため、国道266号など幹線道路の整備促進や県道小川嘉島線の緑川架橋の早期実現に努めるとともに、日常生活の利便性向上のため、生活道路や歩行環境の整備、公共施設へのアクセス道路の整備に努めます。

さらには、広域交流機能を高めるため、九州縦貫自動車道におけるスマートインターチェンジの開設などに取り組みます。

(4) 総合的な治水対策の推進

洪水による被害を防止するため、環境に配慮しながら緑川、浜戸川などの河川の整備促進に取り組みます。

(5) 安全で良好な建築物の整備・推進

建築物の安全性を高めるため、老朽化した公共施設について計画的な改修・改善に努めるとともに、民間建築物の耐震化の促進など建築物の安全対策に取り組みます。

(6) 良質な水道水の安定供給

安全でおいしい水を安定的に供給するため、水道施設の整備を進め普及率を高めます。

(7) 着実な汚水処理施設の整備

公共用水域の水質保全を図るため、城南町の公共下水道基本計画に基づき整備を進めるとともに、農業集落排水の接続や浄化槽の設置を推進します。

下水道管や浄化センターなどについては、施設の適正な維持管理に努めるとともに、流入汚水量の増加に応じ計画的な設備増設を図ります。